



新制度の利用の流れ

施設などの利用を希望する 利用のための認定を受けて

新制度では、お住まいの市町村による**3つの区分の認定**に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

保護者の方に、 いただきます。

が決まっていきます。
んが、
ださい。

3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが**満3歳以上**で、教育を希望される場合
【利用先】幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由」（09ページ参照）に該当し、保育所等での保育を希望される場合
【利用先】保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが**満3歳未満**で、「保育の必要な事由」（09ページ参照）に該当し、保育所等での保育を希望される場合
【利用先】保育所、認定こども園、地域型保育

2014年
秋頃スタート

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

幼稚園等を
利用希望の
場合



1

幼稚園等に
直接利用
申込みをします

※市町村が必要に応じて
利用支援をします。

2

幼稚園等から
入園の内定を
受けます

（定員超過の場合などには
面接などの選考あり）

3

幼稚園等を通じて
利用のための
認定を申請します

4

幼稚園等を通じて
市町村から認定証が
交付されます（1号認定）

5

幼稚園等と
契約をします

保育所等での
保育を利用
希望の場合



1

市町村に
「保育の必要性」の
認定を申請します

※利用希望の申込み（3）も
同時にできます。

2

市町村から
認定証が
交付されます

（2号認定・3号認定）

3

保育所等の
利用希望の
申込みをします

（希望する施設名などを記載）

4

申請者の希望、
保育所等の状況など
により、市町村が
利用調整をします

※保育を必要とするお子さん（2号、3号認定）の
場合、必要に応じ、市町村が利用可能な
保育所等のあっせんなどもします。

5

利用先の
決定後、
契約となります

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、
保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、
国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の実況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・
公立保育所・地域型保育を
利用する場合

利用者は**施設・事業者**と契約し、
保育料を**施設・事業者**（公立保育所の場合は市町村）へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は**市町村**と契約し、保育料を**市町村**へ支払います。